

学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため
教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める意見書

教職員の長時間過密労働と学校への教員未配置の問題が、学校教育に深刻な影響をもたらしています。

さまざまな教育課題が増える中、教員がゆとりをもって教育活動に専念するため、必要な教員を正規教員で確保することと同時に、教員の長時間過密労働を解消するための、定数のあり方の見直しが必要です。

教員一人あたりの授業の持ちコマ数に上限を設け、授業準備をはじめ必要な業務を勤務時間内で収められる定数法(義務標準法、高校標準法)の改正と、適正な勤務時間管理と長時間労働に抑制をかける残業代を支給可能とする給特法の改正が必要です。

全国どこでも同様な教育がうけられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任をもって条件整備をすすめていくことが求められます。

つきましては、次の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1、国の責任で、学校の業務量に見合った教職員配置をすすめるため、定数法(義務標準法、高校標準法)の改正をすること
- 2、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正をおこなうこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月10日

北海道豊富町議会
議長 千 葉 久

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣